

# 平成 28 年 6 月市議会定例会提出案件

提出案件 18 件	議案 14 件	予算案件 2 件 条例案件 10 件 単行案件 2 件	報告案件 4 件
-----------	---------	-----------------------------------	----------

## I 予算案件

- 1 平成 28 年度会津若松市一般会計補正予算（第 1 号）
- 2 平成 28 年度会津若松市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

## II 条例案件

- 1 会津若松市自治基本条例
- 2 会津若松市税条例等の一部を改正する条例
- 3 会津若松市復興産業集積区域における市税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
- 4 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 5 会津若松市地域生活支援事業の利用料に関する条例の一部を改正する条例
- 6 会津若松市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 7 会津若松市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 8 会津若松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 9 会津若松市夜間急病センター条例の一部を改正する条例
- 10 会津若松市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

## III 単行案件

- 1 財産の取得について
- 2 財産の取得について

#### IV 報告案件

- 1 平成 27 年度会津若松市一般会計継続費繰越計算書について
- 2 平成 27 年度会津若松市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 3 平成 27 年度会津若松市一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 4 平成 27 年度会津若松市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

## II 条例案件

### 1 会津若松市自治基本条例

この案件は、自治による自主自立のまちづくりの基本となる事項を定めるため、条例を制定しようとするものです。

#### (1) 制定内容

- ① まちづくりの主体としての市民、議会・議員、市長等の役割及び責務について定めることとした。
- ② まちづくりにおける情報共有、参画及び協働、市政運営等のあり方について定めることとした。
- ③ 市は、国、他の自治体等と相互に連携し、協力することについて定めることとした。
- ④ 本条例の検証について定めることとした。

#### (2) 施行期日

公布の日から施行することとした。

### 2 会津若松市税条例等の一部を改正する条例

この案件は、地方税法の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

#### (1) 個人市民税関係

##### ① 改正内容

平成 30 年度から平成 34 年度までの各年度分において、健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行う所得割の納税義務者について、特定一般用医薬品等購入に係る医療費控除の特例を設けることとした。

##### ② 施行期日

平成 30 年 1 月 1 日から施行することとした。

#### (2) 法人市民税関係

##### ① 改正内容

法人市民税の法人税割の税率について、10.1%から 6.4%とすることとした。

##### ② 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日から施行することとした。

(3) 固定資産税関係

① 改正内容

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する一定の発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、本市における特例割合を定めることとした。

② 施行期日

公布の日から施行することとした。

(4) 軽自動車税関係

① 改正内容

ア 軽自動車税に「環境性能割」を導入し、従前の軽自動車税を「種別割」とすることとした。

イ 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた一定の環境性能を有する三輪以上の軽自動車について、平成29年度に限り、その環境性能に応じたグリーン化特例（軽課）措置を講ずることとした。

② 施行期日

平成29年4月1日から施行することとした。

(5) 納税環境整備関係

① 改正内容

個人市民税又は法人市民税の申告後に減額更正され、その後の増額更正等により納付税額が生じた場合の当該納付税額に係る延滞金の計算期間について、国税に準じて見直すこととした。

② 施行期日

平成29年1月1日から施行することとした。

(6) その他条文整備

引用条文の改正等に伴う関係条文の整理を行うこととした。

### 3 会津若松市復興産業集積区域における市税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

この案件は、東日本大震災復興特別区域法第四十三条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

#### (1) 改正内容

固定資産税の課税免除が適用される施設等の取得期限について、平成 29 年 3 月 31 日（福島復興再生特別措置法の規定により読み替えて適用する場合にあっては、平成 33 年 3 月 31 日）までとすることとした。

#### (2) 施行期日等

公布の日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用することとした。

### 4 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

この案件は、市長及び副市長の給料月額を減額するため、所要の改正措置を講じようとするものです。

#### (1) 改正内容

市長及び副市長の給料月額について、次のとおり引き下げることとした。

- ① 平成 28 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に限り、市長の給料月額を 843,300 円とする。
- ② 平成 28 年 7 月 1 日から同年 8 月 31 日までの間に限り、副市長の給料月額を 676,800 円とする。

#### (2) 施行期日

公布の日から施行することとした。

5 会津若松市地域生活支援事業の利用料に関する条例の一部を改正する条例

この案件は、児童福祉法施行令の一部改正に準じ、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

地域生活支援事業の利用料の負担上限月額に係る多子軽減措置について、当該事業を利用する世帯の年収が一定額未満である場合には、当該措置の算定において未就学の児童以外の者及び生計を一にする者も対象とし、その対象範囲を拡大することとした。

(2) 施行期日等

- ① 公布の日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

6 会津若松市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

この案件は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に準じ、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 当分の間、小規模保育事業所 A 型及び保育所型事業所内保育事業所における職員の配置基準及び資格要件を緩和することとした。
- ② 特別非常階段に係る規制の合理化に伴う関係条文の整理を行うこととした。

(2) 施行期日

公布の日から施行することとした。

7 会津若松市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

この案件は、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に準じ、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

事業に従事する放課後児童支援員の資格要件に、義務教育学校の教諭となる資格を有する者を加えることとした。

(2) 施行期日

公布の日から施行することとした。

8 会津若松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

この案件は、地方税法施行令の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 国民健康保険税（基礎課税分・後期高齢者支援金分）の課税限度額を引き上げることとした。
- ② 応益割の5割軽減及び2割軽減に係る所得判定基準額を引き上げ、国民健康保険税の軽減の対象世帯を拡大することとした。

(2) 施行期日等

公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用することとした。

9 会津若松市夜間急病センター条例の一部を改正する条例

この案件は、診療報酬の算定方法に係る国の告示の改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

会津若松市夜間急病センターの使用料の算定の根拠法令に関する条文の整理を行うこととした。

(2) 施行期日

公布の日から施行することとした。

10 会津若松市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

この案件は、第 24 次住居表示整備事業の実施に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

給水区域に、幕内南町及び飯寺北一丁目を加えることとした。

(2) 施行期日

平成 28 年 8 月 8 日から施行することとした。

### Ⅲ 単行案件

#### 1 財産の取得について

この案件は、消防団に配備するため、消防ポンプ自動車を取得しようとするものです。

- (1) 取得物件  
消防ポンプ自動車（CD-I型） 1台
- (2) 取得金額  
19,440,000円
- (3) 取得の方法  
指名競争入札
- (4) 取得の相手方  
会津若松市神指町大字黒川字湯川東174番地  
有限会社アート商会

#### 2 財産の取得について

この案件は、特用樹（ウルシ）植栽用地として、土地を取得しようとするものです。

- (1) 取得物件
  - ① 所在 会津若松市大戸町大字上三寄字上山地内
  - ② 地目 畑、雑種地
- (2) 取得面積  
137,276平方メートル
- (3) 取得金額  
51,364,280円
- (4) 取得の相手方  
福島市中町8番2号  
公益財団法人福島県農業振興公社

#### IV 報告案件

1 平成 27 年度会津若松市一般会計継続費繰越計算書について

この案件は、さきに継続費として市議会の議決を経た城前団地建設事業及び鶴城小学校プール改築事業について、継続費繰越計算書を調製したので報告するものです。

2 平成 27 年度会津若松市一般会計繰越明許費繰越計算書について

この案件は、さきに繰越明許費として市議会の議決を経た地方創生推進事業等について、繰越明許費繰越計算書を調製したので報告するものです。

3 平成 27 年度会津若松市一般会計事故繰越し繰越計算書について

この案件は、飲料水対策事業について、事故繰越しの措置を講じたことに伴い、事故繰越し繰越計算書を調製したので報告するものです。

4 平成 27 年度会津若松市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

この案件は、さきに繰越明許費として市議会の議決を経た建設改良事業について、繰越明許費繰越計算書を調製したので報告するものです。